平成２１年（フ）第６６９号
新潟市江南区丸山206番地２
債務者　渡辺紗矢香
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７０７号
新潟県新潟市西区西小針台２丁目８番46号
債務者　本間喜久子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１７号
新潟県新潟市南区下塩俵188番地
債務者　長谷川珠里
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３２号
静岡県伊豆市土肥412番地
債務者　高橋　惠子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６３６号
静岡県駿東郡清水町長沢306番地の１　ロイヤルレジテンス華304号
債務者　上坂　直人
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３４３３号
名古屋市中川区福川町３丁目１番地の24　メゾン・ド・ＵＭ７－Ｂ
債務者　鎌家紀久美
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６３５号
名古屋市港区いろは町３丁目８番地　新いろは荘５棟307号
債務者　城間　恵理
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５４号
愛知県東海市高横須賀町新田55番地の３　メイプルハウスＢ205
債務者　上杉　朋慎
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀695番地
債務者　板垣ゆう子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第１６７号
山形県鶴岡市本町３丁目18番36号
債務者　進藤　　輝
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１７１号
山形県東田川郡三川町大字菱沼字村上11番地
債務者　山口いづみ
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２号
福島県大沼郡会津美里町字布才地647番地
債務者　吉川　佳子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
千葉県山武郡大網白里町上貝塚439番地９
債務者　高橋　一彦
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６２号
千葉県山武郡大網白里町上貝塚439番地９
債務者　高橋　大輔
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７１号
千葉県山武郡大網白里町四天木乙2832番地29
債務者　片岡　利江
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５６０号
愛知県一宮市八幡５丁目１番99―704号　県営一宮八幡住宅
債務者　横山　輝光
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６１号
愛知県一宮市八幡５丁目１番99―704号　県営一宮八幡住宅
債務者　横山　幸子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５６２号
愛知県犬山市大字橋爪字国正１番地85
債務者　伊藤　勝康
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部